

報道関係者 各位

旅費の支給誤りについて

この度、職員に支給している旅費について、令和8年2月支給分において事務処理上の誤りがあり、金額及び対象者が誤っていることが判明しました。対象となる職員の皆様には多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。つきましては、次の通り対応いたします。

1. 事案の内容

旅費は、公務のために出張する職員に対し支給するものであり、原則出張した月の翌々月、給与支給日(毎月16日)に支給することとなっています。本事案においては、令和8年2月支給分として、本来であれば令和7年12月出張分のデータを支給対象とすべきところを、誤って令和8年1月支給分(令和7年11月出張分)のデータをシステムに取り込んで処理をしてしまったものです。このため、本来支給されるべき令和7年12月出張分の旅費が支給されない職員がいる一方で、既に支給済みの令和7年11月出張分の旅費が重複して支給される職員がいるなど、金額及び対象者に誤りが生じました。

2. 事案判明に至った経緯

令和8年2月分の給与明細を配信後、内部職員から給与明細の内容に関する問い合わせがあり、明らかになったものです。

3. 対応について

対象職員に対し、令和8年3月支給時(令和8年3月16日)、差額の調整を行います。

4. 対象者数及び誤って支給した金額

正職員 206名、再任用職員 4名、任期付職員 10名 合計220名

本来支給すべき金額 合計 127,530円

誤って支給した金額 合計 236,080円

差引影響額 合計 108,550円

5. 再発防止

業務プロセス及び事務処理体制を見直し、再発防止を徹底してまいります。